

石綿含有廃棄物等の適正処理について

令和7年6月27日

大阪府環境農林水産部

循環型社会推進室産業廃棄物指導課

○元請業者の責任

建設廃棄物の処理責任は元請業者にある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（特に記載がない限り、以下「法」という。）第21条の3第1項

委託した産業廃棄物が不適正処理されたとき、処理業者等に資力がなく、処理業者のみによって生活環境保全上の支障の除去が困難な場合には、排出事業者も措置命令の対象となる。（法第19条の6）

○発注者の責務と役割

設計図書等で、廃棄物の発生量等を適正に明示。

廃棄物の処理費を適正に計上。

工事中、工事完了時に、適宜マニフェストにて廃棄物の適正処理を確認。

建設廃棄物が現場に放置されていないか確認。

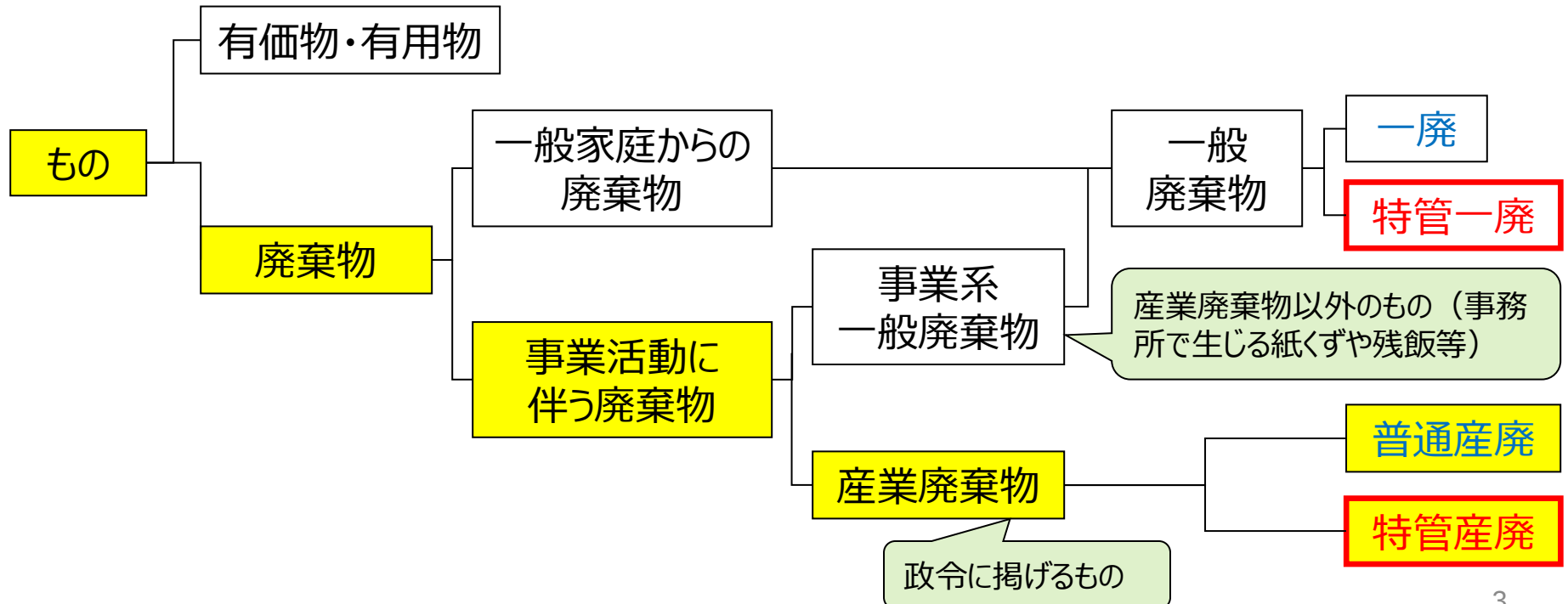
○廃棄物の区分

法 第2条第1項

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、～略～ その他の汚物又は不要物であって、**固形状又は液状のもの**。（放射性廃棄物を除く）

※**浚渫土、建設発生土は法の対象外**

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は**他人に有償で売却することができないために不要になった物**をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する。



○石綿含有廃棄物等の定義

産業廃棄物

- ・廃プラスチック類 ・ガラスくず ・がれき類 等

石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）

- ・石綿を含むPタイル（廃プラスチック類）
- ・石膏ボード（ガラスくず）
- ・石綿スレート板（がれき類） 等

特別管理産業廃棄物

- ・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する産業廃棄物

廃石綿等（飛散性アスベスト）

一般廃棄物

- ・家庭からのごみ ・事務所からの紙くず、食品残渣等

石綿含有一般廃棄物

- ・日曜大工によって排出された石綿スレート等

特別管理一般廃棄物

- ・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する一般廃棄物

○石綿含有廃棄物等の定義

■ 廃石綿等 (法施行令第2条の4第5号ト、法施行規則第1条の2第9項)

- ・建築物その他の工作物（建築物等）に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿 → 石綿含有吹付け材
- ・建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された 石綿含有保温材 (石綿、けいそう土、パーライト等) ・ 断熱材・耐火被覆材 (人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのあるもの)
- ・石綿建材除去事業において使用された プラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具 であって、石綿が付着しているおそれのあるもの
- ・特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの
- ・特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルタ、その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

○石綿含有廃棄物等の定義

■ 石綿含有廃棄物 (法施行規則第1条の3の3、第7条の2の3)

○石綿含有一般廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

○石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（「廃石綿等」を除く）

※石綿含有廃棄物が排出される解体等工事（廃石綿等が排出される解体等工事は除く。）において廃棄されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるものについては、付着した石綿を吸い取る又は拭き取ることが望ましいが、それが難しい場合は石綿含有廃棄物が付着した廃棄物として同様に扱われる必要がある。なお、石綿の飛散は肉眼では確認が難しいものであるため、石綿の付着のおそれについては慎重に判断される必要がある。

○石綿含有廃棄物となる建材の種類の種類と 取扱いに関する留意事項

石綿含有建材の種類		留意事項
石綿含有成形板等		廃棄物となったものは、法に定める基準等に基づき適正に処理すること。
	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	石綿含有成形板等に該当するが、廃棄物となったものは比較的飛散性が高いおそれのあるものとして取扱いに留意すること。
	石綿含有下地調整塗材	石綿含有成形板等に該当するが、廃棄物となったものは石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものと同様の取扱いとすること。
石綿含有仕上塗材		石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有成形板が廃棄物となったものより比較的飛散性が高いおそれのあるものとして取扱いに留意すること。
除去され、用具又は器具等に付着した石綿含有建材		石綿含有廃棄物の中でも比較的飛散性が高いと考えられることに留意すること。

主な法令における石綿含有建材の名称

(参考)国土交通省
「アスベスト対策Q&A」

法令	建材の種類		
	石綿含有吹付け材 (レベル1相当)	石綿含有耐火被覆材 石綿含有保温材 石綿含有断熱材 (レベル2相当)	その他の 石綿含有建材 (レベル3相当)
建築基準法 (国土交通省)	吹付け石綿 石綿含有吹付けロック ウール	対象外	対象外
大気汚染防止法 (環境省)	特定建築材料 (吹付け石綿)	特定建築材料 (石綿含有断熱材等)	特定建築材料 (石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材)
労働安全衛生法 石綿障害予防規則 (厚生労働省)	建築物等に吹き付けら れた石綿等	石綿等が使用されている 保温材、耐火被覆材等	石綿等
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	廃石綿等 (特別管理産業廃棄物)	廃石綿等 (特別管理産業廃棄物)	石綿含有産業廃棄物

石綿含有廃棄物等の適正処理に向けたポイント

- 管理体制
- 建設工事現場における保管
- 収集・運搬
- 処分

○管理体制等①

■石綿有無の事前確認

排出事業者は、廃棄物を排出するにあたって、廃棄物が廃石綿等又は石綿含有廃棄物に該当するかを確認する必要がある。

→廃棄物及び清掃に関する法律では、石綿含有の有無を排出事業者が事前に確認する作業は規定されていないが、解体等工事を行う際の石綿予防規則や大気汚染防止法に基づく事前調査の結果を活用することができる。

■処理計画

次の要件に該当する多量排出事業者は、当該年度における産業廃棄物の排出抑制その他処理に関する計画を作成し、都道府県知事等に提出しなければならない。

＜要件＞

- ・前年度の産業廃棄物（特定管理産業廃棄物を除く）の発生量が1,000t以上の事業場を設置する事業者
- ・前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場を設置する事業者

※建設業の場合、都道府県等区域内の作業所（現場）を統括的に管理している支店等ごと

→施工中に処理計画書に基づいた処理が実施されるように、管理体制を整えた現場の運営に当たるとともに、関係者に周知を行う。

○管理体制等②

(廃石綿等)

■ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 (法第12条の2第8項)

特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会修了者あるいは一定の実務経験者。
処理計画の策定や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理などを確実に行うよう
管理の充実を図る。

■ 自ら処理する場合、帳簿を備え付ける (法第12条の2第14項)

- ・事業場の名称、所在地
- ・運搬年月日、運搬方法、運搬先ごとの運搬量等
- ・処分を行った事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量等
- ・5年間保存

(石綿含有産業廃棄物)

■ 産業廃棄物管理責任者を置くよう努める (大阪府循環型社会形成推進条例第16条)

○建設工事現場における保管（廃石綿等）

■保管基準（法12条の2第2項、法施行規則第8条の13）

- ・周囲に囲いを設ける
- ・見やすい箇所に掲示板を設ける(廃石綿等の保管場所である旨、責任者の氏名等を表示)
- ・囲いの下端から勾配50%以下の高さにする(屋外において容器を用いずに保管する場合)
- ・他の物が混入しないよう仕切りを設ける

■飛散防止措置（法施行規則第8条の13第5号へ）

①埋立処分を行う場合

固型化、薬剤による安定化等の措置後、耐水性の材料で二重にこん包する等

②中間処理を行う場合

水、発じん防止剤等を散布し湿潤化後、耐水性の材料で二重にこん包する等

※耐水性の材料とは

十分な強度を有する厚さ0.15mm以上のプラスチック袋
又は堅牢な容器

■容器等への表示（法施行令第4条の2第1号二）

- ・個々の容器等に廃石綿等であること
- ・取扱い上の注意事項

＜掲示板の記載例＞

特別管理産業廃棄物 保管場所	
名称及び代表者氏名 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	株式会社〇〇建設 代表取締役 大阪太郎 〇〇市□□町1-2-3 管理部 大阪 次郎 TEL 0 6 - × × × × - × × × ×
特別管理 産業廃棄物の種類	廃石綿等
最大保管高さ	0.9m

※大きさ 60cm x 60cm 以上

※記載例は、屋外で容器を用いずに保管する場合

○建設工事現場における保管（石綿含有産業廃棄物）

■保管基準（法12条第2項、法施行規則第8条）

- ・周囲に囲いを設ける
- ・見やすい箇所に掲示板を設ける(廃棄物の保管場所である旨、責任者の氏名等を表示)
- ・囲いの下端から勾配50%以下の高さにする(屋外において容器を用いずに保管する場合)
- ・他の物が混入しないよう仕切りを設ける

■飛散防止措置（法施行規則第8条第4号ロ）

- ①荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねる
 - ②シート掛け、こん包する等の対策を講ずる
- ・石綿含有仕上塗材は、確実なこん包を行う

理由：飛散性が比較的高いため

袋の破損時に流出する蓋然性が高いため

※こん包の前に固型化、安定化等の措置が望ましい

※耐水性のプラスチック袋等による二重こん包を行う

■容器等への表示

- ・容器等に石綿含有廃棄物であること
- ・取扱い上の注意事項

※表示は義務ではなく、望ましい

<掲示板の記載例>

産業廃棄物 保管場所	
名称及び代表者氏名 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	株式会社〇〇建設 代表取締役 大阪太郎 〇〇市□□町1-2-3 管理部 大阪 次郎 TEL 0 6 - × × × × - × × × ×
産業廃棄物の種類	がれき類 (石綿含有廃棄物を含む)
最大保管高さ	0.9m

※大きさ 60cm x 60cm 以上

※記載例は、屋外で容器を用いずに保管する場合 13

○収集・運搬（廃石綿等）

■処理基準(収集・運搬)（法12条の2）

- ・飛散、流出させない
- ・混合するおそれのないように、他の物と区分
- ・原則、積替えを行わず、処分施設に直送する
- ・運搬車に廃棄物収集運搬車両である旨の表示
- ・マニフェスト等の書面を備え付け
- ・廃石綿等である旨、取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書の携帯又は収納した運搬容器に表示
- ・委託する場合、廃石綿等の許可を有する
特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託
- ・処理を委託しようとする者に対し、事前に文書で通知
特別管理産業廃棄物の種類（廃石綿等）、数量、性状、荷姿、
取り扱う際に注意すべき事項



○収集・運搬（石綿含有産業廃棄物）

■処理基準（収集・運搬）（法12条）

・飛散、流出させない

廃棄物を変形又は破断させない（原形のまま整然と積み込み・荷卸し）

シート掛け、フレコンに詰める

破碎させない（パッカー車等へ投入しない）

石綿含有仕上塗材は二重こん包のまま運搬する

けい酸カルシウム板第1種（切断・破碎されたもの）等は、こん包して
廃棄物の露出がないようにする

・混合するおそれのないように、他の物と区分

・積替えは一定の条件下で可能

・運搬車に廃棄物収集運搬車両である旨の表示

・マニフェスト等の書面を備え付け

・収集・運搬を委託する場合、廃棄物の種類に応じた 許可を有する産業廃棄物収集運搬業者に委託する



○処分（廃石綿等）

■処理基準（処分）（法12条の2）

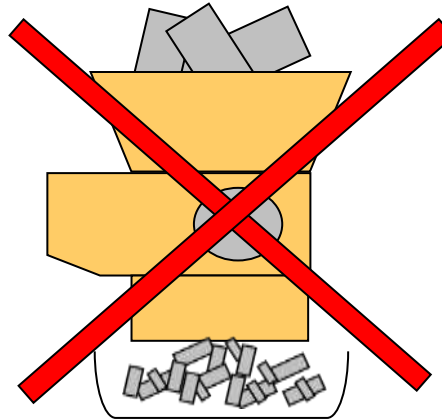
- ・処分を委託する場合、廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物処分業者（埋立処分又は溶融処理）、または国の認定を受けた無害化処理施設に委託する。
- ・委託する場合、処理を委託しようとする者に対し、あらかじめ、特別管理産業廃棄物の種類（廃石綿等）、数量、性状、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知した上で、書面により委託契約を行う。
- ・マニフェストの交付、確認、保存を行う（保存期間は5年）。

○処分（石綿含有産業廃棄物）

■処理基準（処分）（法12条）

- ・処分を委託する場合、廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物処分業者（埋立処分又は溶融処理）、又は国の認定を受けた無害化処理施設に委託する（破碎のみの処理を委託することはできない）。
- ・原則、破碎又は切断は禁止
- ・マニフェストの交付、確認、保存を行う（保存期間は5年）。
（委託契約書及びマニフェストには、石綿含有産業廃棄物を含む旨を記載）

原則、破碎・切断は禁止



※詳しくは「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）」
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

地震災害時に発生する廃石綿等の適正処理について

- 地震災害時には、建物等の倒壊に伴い多くの建物等が解体される。
- 被災地域の生活環境への石綿の飛散を防止するためには、地震災害時には、
も平常時と同様に、石綿飛散防止対策を徹底する必要がある。



地震災害時に発生する廃石綿等が適正処理が図られるようご協力をお願いします。

●災害発生時の応急措置への協力

必要に応じて、建築物の持主等による廃石綿等の飛散・ばく露防止の応急処置の実施**飛散防止、湿潤化、立入禁止等**）にご協力を。

●石綿を含む廃棄物は区分して適正に保管

石綿を含む廃棄物と含まない廃棄物

廃石綿等と石綿含有廃棄物

} 区分して適切に保管。

●廃石綿等、石綿含有廃棄物は平常時と同様、適正に処理

地震災害時には、処理基準に従い、原則として平常時と同様に適正に運搬・処分。

問い合わせ先

地域	担当	電話番号
大阪市域	大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市域	堺市 環境局 環境保全部 環境対策課	072-228-7476
豊中市域	豊中市 環境部 環境指導課	06-6858-3070
吹田市域	吹田市 環境部 環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ	06-6384-1799
高槻市域	高槻市 市民生活環境部 資源循環推進課	072-669-1886
枚方市域	枚方市 環境部 環境指導課	050-7102-6014
八尾市域	八尾市 環境部 循環型社会推進課	072-924-3772
寝屋川市域	寝屋川市 環境部 環境保全課	072-824-1021
東大阪市域	東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課	06-4309-3207
大阪府域 (上記9市域以外)	大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課	06-6210-9570

※石綿含有一般廃棄物については、各市町村の一般廃棄物担当にお問い合わせください。

御覧いただきありがとうございました